

内容的には様々な課題や不満を抱えながらも、地方分権改革が進みつつある。中でも基礎自治体に大きな影響を与えることとなる事務権限移譲については、今まさに財源や人員体制の問題などについて都道府県との調整が大詰めを迎えようとしている段階である。

東京都においても、市長会や企画財政担当部長会では全体的な議論が、各主管部長会では移譲事務の概要説明や必要な人員などについての協議が行われている。議論が重ねられ、市町村側が納得したうえで権限移譲が実施に移されていく手順は評価されて良いだろう。

しかし、地方分権改革推進委員会の第一次勧告の中から、国の都合により選択された事務のみがいわゆる「一括法」に盛り込まれ、平成23年8月に可決・成立した。

正直、移譲されてもあまり意味を有しない事務、非効率な事務があると思われるが、法に基づいて移譲される以上、拒否はできない。結局のところ「国が決めて地方がこれに従う」といった構図のままであり、地方分権改革の理念が達成できるのはまだまだ先のことかもしれない。

幸い本市では、これまでに中核市移行に関する東京都との協議や保健所政令市への移行といった貴重な経験を積み重ねてきている。こうした経験を生かすことにより、始めから移譲事務を全て受け入れることを前提に「ヒトとカネについてどういう条件で合意するか」としてだけ考えるのではなく、「権限をもつことにより、市民にとって何がどう良くなるのか」といった視点からの検討に時間をかけることとしたのである。これが最終報告書（以下、「本報告書」とする）の本文中でも述べている「何でも事務権限の移譲を受ければ良いというものではない」ということである。

地方分権改革は未だ道半ばといったところであり、今後も事務権限移譲は大きな柱の一つとして第一次勧告に沿って拡大されていくものと考えて良い。特に、本市は人口約58万人と中核市を超える規模を擁していることから、今後の展開次第では大都市制度にまで及ぶ様々な議論が行われることになるかもしれない。

このように本市にとって極めて重要な研究テーマについて、およそ2年間にわたって調査研究を行ってきた成果が本報告書である。やや大部なものとなってしまったが、政策研究員の手によるケーススタディも収録し、できるだけ後日の議論に役立つような内容とすることを心がけてきたつもりである。

以下、本報告書の「おわりに」として、本テーマにおける調査研究活動を振り返りながら、そこで感じたことや今後の展望についても簡単に触れておきたい。

### 【活動を振り返って】

事務権限移譲を研究テーマとしたのは、①喫緊かつ中長期的な課題であること、②市組織全体における共通課題であるが、どの所管も取り組んでいないこと、が大きな理由であった。法案が通ってから対応を考えるのでは、権限移譲に対する市の基本方針や戦略がないままに状況を受け入れることとなるため、本市としての考え方を早期に決定し、国や東京都に対して「言うべきこと」は法案決定の前に発信していく必要があったのである。

こうした基本姿勢の下、平成22年度の活動の中心は「地域主権戦略大綱」に基づき一括法で移譲されようとしている事務権限が、本市にとって「効果的なものであるか否か」を検証することと、「国・広域自治体・基礎自治体における適切かつ効果的な役割分担」について検討することであった。

研究活動の当初は、過去の中核市移行協議や保健所政令市移行時の資料などを参考としつつ、地方分権改革推進委員会からの第一次勧告で示された移譲対象事務を「他県において事務処理の特例に関する条例で移譲されている事務」、「中核市として既に移譲されている事務」などに区分し、「移譲により市民サービスはどう変わったのか」ということを中心に、研究所として一定の評価を加えてきた。

また、市内部では担当部に対して移譲によるメリットなどの考え方を照会する一方、先進自治体に対しても実態の照会や視察を行うなど、情報の収集や分析を行ってきた。自分でもある自治体を視察したが、その際強く印象に残ったのは、「なぜこの事務が移譲されたのか分からない」とか、「財政への影響は財務担当がまとめているかもしれない」、「県庁が近いから市民の利便性は変わらない」といった主旨の発言である。基礎自治体中心の地方分権改革を主張するには、基礎自治体側にもまだまだ課題が多いということを実感した次第である。

本報告書に取りまとめた内容以外の研究所の活動としては、事務権限の移譲を考えるにあたっての庁内向け「指針」や「手引き」などを作成し、実務研修などを実施してきたほか、職員対象の夜間自主研修として、羽貝・前田両アドバイザーによる講演会の開催などに取り組んできた。なお、両アドバイザーからのご講演の内容は機関誌『まちづくり研究はちおうじ』第7号に掲載している。

さらに、地方分権改革についての調査研究活動を行う中では、極めて多くの問題を抱えている「一括交付金（地域自主戦略交付金）」についての調査研究も並行して進めてきた。東京都市長会への意見提出や内閣府地域主権戦略室への意見書提出など、その流れや内容については、同じく機関誌『まちづくり研究はちおうじ』第7号に掲載したところである。

こうした要請活動に関し、特筆しておきたいのは、地域主権戦略室も、東京都における権限移譲の窓口である行政部振興企画課も、いわゆる上下関係としてではなく、対等に話を聞き、活かそうとする姿勢が感じられた点である。まずはお互いの立場を理解しあうことがなければ、行政全体として連携することはできないであろう。

本報告書の中では垂直・水平連携の重要性を強く打ち出してきたが、些細な積み重ねがあつてこそ、いずれ強靱な連携や役割分担につながっていくという思いも込めた提言のつもりである。

### 【今後の展望について】

国・広域自治体・基礎自治体の関係が対等になって久しいにもかかわらず、実際の事務権限移譲の流れにおいて、基礎自治体は未だ受け皿に過ぎないという状況は、いわゆる「一括法」の中身やケーススタディを通じて明らかとなった。

この状況の克服に向け、本報告書の第4章では、かなり細かい取り組みまで示したが、今後の中長期的な展望を考えるには本報告書のケーススタディを是非参考にしていきたい。

今後、引き続き各所管においては、東京都が保有する事務権限を様々な角度から検討することが求められてくるが、その際、ケーススタディは具体的な権限について考えをまとめる「例」として活用できるものと思っている。そして、その検討結果は市民に広く公表することも求められるだろう。その積み重ねを着実にやっていくことが、今後の展望へとつながっていくのである。

最後になるが、本調査研究に協力していただいた、内閣府地域主権戦略室、東京都行政部振興企画課、東京市町村自治調査会をはじめ、個々の名称を掲載することは控えるが快く視察や照会に応じていただいた自治体の皆様に改めて御礼を申し上げたい。